

令和3年度宮代町廃棄物処理検討委員会
第9回会議録

1 日時・場所

令和4年3月15日（火）14：30～16：50

新しい村 村の集会所

2 出席者

審議会委員：10名出席

雨宮会長、吉田副会長、小島委員、小林委員、小室委員、式田委員、長倉委員、神田委員、
小矢島委員、須藤委員

事務局

町民生活課：吉永課長、山崎副課長、小林主幹、田邊主査、三反崎主事
久喜宮代衛生組合：鈴木課長（業務課）、佐藤課長（総務課）

傍聴者 0名

3 開会

4 会長挨拶

5 議題

(1) 施策検討シート（施策3（2））

・**第8回委員会 資料4**について三反崎主事から内容説明

神田委員：機械を借りた際に故障してしまった場合には、どのようにすれば良いのでしょうか。

鈴木課長：剪定枝のチップ化の機械貸出につきまして、使用中に何らかの原因で壊れてしまった場合の対応ですが、通常の使用で故障してしまった際には衛生組合の方で対応いたしますので、貸出を受けた方の費用負担はございません。ただし明らかに使用した方の取り扱いが原因で故障した場合については協議をすることになります。例えば、規定よりも太い枝を入れるなど、負荷がかかる使い方といったことが該当するかと思います。

雨宮会長：剪定枝の受入れ業者が少ないことが課題というお話がありましたが、タイトルを変更しても資源化は推進していくということでした。今後どのような展開が考えられますか。

小林主幹：新たに業者を生み出すことは現実的ではありません。可能な対応としては、剪定枝の粉碎機の貸出の方法、機種を検討などが考えられるかなと思います。宮代町に限らず、各地で剪定枝の問題は課題となっています。今後、様々な取り組み、アイデアが増えてくるのではないかと考えております。そういったサービスや業種を注視していきたいと思っております。現在は、

太盛（たいせい）という、さいたま市の業者の処理場で処理する体制となっています。ここで、さいたま市と協議したうえで、規格外剪定枝の処理を行っています。

式田委員：この剪定枝の処理機のPRはどのようにしているのでしょうか。町内会の集会所でかなりの剪定ごみが出るのですが、草の部分については堆肥化しています。去年の4月からはじめました。もうそろそろ最初の堆肥が出来上がっている頃だと思います。横尾委員が副会長で行っているもので、米ぬかを入れて堆肥にしています。剪定枝に関しては困難です。ウッドチップパー（粉碎機）は故障の多い機械です。そして修理にお金がかかるものです。この貸出を知っている方がどの位いらっしゃるのかなと思います。あとは、大きいチップパーもありますが、ここで貸し出しているのは、小型のものだけですね。

鈴木課長：衛生組合で貸出をしている粉碎機の広報状況から申し上げます。直近では、年に4回配布しております「衛生組合だより」の令和3年の9月号に、無料の制度に関してご案内をしております。年に1回は、このように紙面での広報をしております。その他にも組合HPでもお知らせしております。次に機械の能力ですが、これについても「組合だより」9月号に掲載がありますので、記事を読み上げます。枝木の処理を出来る直径は25mmから35mm。重さは25kg。先ほど、委員さんからのお話にもあったように、壊れやすいという点が課題としてございますが、その機械の値段によるところもあるのかなと思います。組合で導入している機械はさほど高いものではないです。もう少し太い枝を処理できる機械も販売されているのですが、そういった機械は大きくて重いものが多いので、貸出は難しいかもしれないなと考えているところでございます。

式田委員：ありがとうございます。25mmから35mmのものが処理できるのであれば、一般家庭の剪定枝としては十分に使えると思います。ですから、そういうことを町の広報で宣伝するなど、工夫をすれば、困っている方は助かると思います。町内会でも今度使用してみます。

雨宮会長：ニーズは十分にあるというご意見ですね。広報をさらに強化していく必要がありますね。

小林主幹：ご存じなくて、活用していない方もいらっしゃるだろうということなので、周知、PRを工夫していく必要がありますね。ありがとうございます。

小室委員：機械を使うよりも、太さ10cm以下、長さ50cmに切れれば、束ねることで組合が持っていただけますよね。そのほうが、手間もかからないというのが、貸し出しが増えない理由だと思います。機械を借りるよりも、燃やせるごみに出す方が楽です。例えば、児童公園などで草刈りをした場合、シルバー人材センターにお願いをしていますが、刈り草を全部引き取ってもらうことも含めてお願いをしています。責任の所在をはっきりした方が良い、というのが実態ですね。

小林主幹：おっしゃる通りだと思います。剪定枝や刈草の処分は、見方を変えれば、熱回収の素材になりうるともいえます。バイオマス発電などもそうですね。ただ、現状からその方向に持っていく状況にはないのですが、将来的には、久喜市の新しい炉が出来た時には、熱回収として活用できるのかなと思います。また、自治会や農家の方などの大きな規模となったときには、ごみとして公共回収に出すよりも、粉碎機を活用していただく方が効率良い場合もあるのかなと思いますので、場面に合わせて活用していただくと良いのかなと思います。

雨宮会長：今の議論を聞いていると、量の把握が出来ていないのかなと思いました。どのくらいが処理できずに業者に委託しているのかなど、量を把握しないと対策ははっきりしないと思います。例えば、アンケートで、機械の使い方に抵抗感や不安を持っている方がいるのかなどの実態をサンプル的に調べるなどでも良いと思います。そうしないと、粉碎機も大型のものが必要なのかも判断できないですね。将来的には、ごみとして処理する量を減らしたいわけですよ。ただし、資源にする手立てが実質的にあまりないということです。量的な把握と使い勝手の把握から行っていただきたいと思います。

小室委員：今も衛生組合にはウッドチップはひいているのでしょうか。

鈴木課長：ひいてあります。ただし、随分前に作ったチップをひいてあるままです。現在、チップを作る機械が稼働しておりませんので、新しいチップを作り出すことが現状出来ません。当組合での剪定枝の資源化設備が稼働していた時期に関しては、処理量を把握しておりました。チップの生産量とも言えます。衛生組合に直接搬入された枝木が対象になります。例えばシルバー人材センターとか町内の植木屋さんが伐採した枝木などを対象としてチップ化しておりましたので、集積所に排出された枝木に関しては、対象とはしておりませんでした。したがって、私どもで把握している数量をもって、衛生組合管内で出る枝木の量ですとはならないのかなと考えております。

雨宮会長：ありがとうございます。それでは次の項目をお願いします。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定暫訂版（施策2）

・資料2・資料3について田邊主査から内容説明

雨宮会長：質問ですが、シュレッダー紙のリサイクルということですが、シュレッダー紙は細かくちぎれた紙のことでしょうか。あれは、リサイクルしにくいのでしょうか。

田邊主査：紙の繊維が切れてしまって、リサイクルが難しいと言われております。ただし、メーカーなどから、そういったものでもリサイクルに出来るようにと切断の工夫を研究しているということとは聞いたことがございます。

小室委員：組合の方に伺います。今、紙容器は資源の回収となっていますよね。牛乳パックとか。その中に酒パックとか、あと中にアルミがあるパックは回収しているのでしょうか。私は減量等推進委員で毎週チェックをしているのですが、あまり見かけません。

鈴木課長：衛生組合では飲料用紙パックにつきましては資源リサイクルの一品目ということで回収しております。今、ごみカレンダーを手元に見ながらお伝えしておりますが、資源リサイクルのページにて、皆さまにお願いしているのが、飲料用紙パックの回収対象は、牛乳やジュースが入っている内側が白色のものと注釈をつけております。内側が銀色、茶色のものは燃やせるごみにご案内しております。先ほどご質問いただいた、酒パック、ロングライフの飲料などは、内側が銀色のものが非常に多いかなと思います。

小室委員：リサイクル法上では、それも集めなければならないですよ。酒パックのリサイクル業界だとか、飲料業界のテトラのパックの中には、回収しなくてはいけないというのがルール上あ

りますよね。牛乳パックの業界は、パック連という主婦の方が進めたものですが、酒パックとかもリサイクル上は集めなければならないでしょう。

鈴木課長：ご指摘のとおり、容器包装リサイクル法の対象品目のひとつに、紙製容器包装という品物があります。この一つとして、対象になるのかなと思います。ただ、法律の対象になってはおりますが、衛生組合では紙製容器包装としての分別回収はしておりません。全国的に見ても紙製容器包装を市町村で行っているところは50%に至らないのではないかなと考えております。先ほどお話のあった、酒パックやロングライフの飲料パックは通常の紙パックよりも構造が複雑なので、リサイクルする過程が非常に複雑になります。そこでお金をかけて素材に戻したとしても、新しい原料と、再生した原料の値段を比較しながら選択することになります。使う側の問題がありますから、そこが難しいところです。

雨宮会長：1ページ目の表で、黒点の4つ目は剪定枝を堆肥化する機会を増やすための調査・検討を行う記述がありますが、堆肥化する機会ということで、堆肥化だけを謳っているのですが、先程の話からすると、燃料化とかの可能性もあるわけで、そうすると堆肥化する機会という記載ではなくなるのではないかなと思いました。

小林主幹：ご指摘のとおりだと思います。現在は、仮原稿という状態で、皆さんにご覧いただいております。最終的にまとめるときには、また皆さまにご確認いただく機会をこの後にも設ける予定です。ご指摘いただいた堆肥化に関しては、堆肥化だけでは狭すぎますので、堆肥化も含めて様々な資源としての活用、と修正を加えたいと思います。

雨宮会長：先ほど、牛乳パックの話が出ましたが、全国的に回収率が低いのですが、町や組合で回収率を上げるといふ工夫が出来ないものかと思いますが、どうでしょうか。

鈴木課長：紙パックの回収率向上についてのご質問をいただきました。私が平成7年に入庁したのですが、その時から既に牛乳パックの分別回収をしていたと記憶しております。さらに一步というところで、実際に収集する段階で、牛乳パックが分別ルールに従わず排出されている場合、例えば、紙パックが燃やせるごみに入っていれば、どうするかなどの判断になってくるのかなと思います。それは排出の最終段階でのことになりますので、その手前の段階で、分別の御協力をお願いしますという働きかけが重要になってくると思います。今まで私たちは、ごみを分けてくださいというお願いはしてきましたが、その理由というか、分ける理由や分けないとどうなるのかという内容など、色々な方面からの働きかけが不十分だったのかなと思います。多方面からの働きかけというところで、ご協力いただける余地が上がるのかなと考えました。

小室委員：最近、牛乳パックの中には、プラスチックキャップがついた紙容器が普及してきていると思います。以前、組合に、あれはプラスチックですか、紙容器なのですかと問い合わせました。回答は首からカットしてくださいということでした。上はプラスチックだけれど、下は紙容器ですとのことでした。今、その容器はどの位入ってきていますか。だいぶ数が増えてきていると思います。資源ルートに出ている容器はあまりないので、燃されているのではないかなと思っています。実際、組合としてはどうなんでしょうか。だいぶ増えていると思いますが、それとも思ったほど増えていないと感じるか、どちらでしょうか。

鈴木課長：プラスチックキャップがついた飲料容器は、とあるメーカーの牛乳の容器に数年前から採用されました。今までのテトラパックですと、飲むにあたって、注ぎ口を開封するときにコツがあったかなと思いますが、プラスチックキャップのスクリューを回すだけで、すぐに注いで、力もいらないうことで普及しています。先ほどお話があったように、私どもでは、スクリューキャップがついた飲料パックのごみ出しは、お手数ですが、注ぎ口の部分を切っただけで、飲料パックの部分は牛乳パックと分けて出していただくようお願いをしておりました。ただし、一方で、飲料容器のラベルを見ますとメーカーが印刷でこれはリサイクルが可能だと記載しているということもあり、住民の皆さまから、製品にはリサイクル出来ると書いてあるけれど、どうなのですか、ということで質問をいただきました。そこで、問屋と協議をしまして、令和3年の9月号の広報紙で掲載しましたのが、プラスチック素材の注ぎ口がついた飲料用紙パックにつきましては、昨年の10月から、キャップの部分だけ取っていただければ、根っこの注ぎ口についてはそのまま出していただけられるように変更しております。

小室委員：実際に集まってきているのかが知りたいです。

鈴木課長：実際に集めたものを我々も検証はしていないのですが、利用されている住民の方が多いので、牛乳パックとして出していただける旨を広報しております。この類の製品は、今後増えるかと思っておりますので、それに応じてさらに回収率も増えるのかなと思っております。

小室委員：ありがとうございます。

雨宮会長：牛乳パックは質が良く、得られる紙質はバージンパルプということで、回収価値があるからこそ分別されて集められているのですが、全国的に回収率が低いということで、他の汚れている紙と一緒に捨てられてしまう、という感覚があると思います。そのため、実際に価値があるんだということを意識してもらうことが大事なのではないかなと思います。今のお話のように、キャップの部分を外せば資源として出せるということなので、これもアピールしていただきたいなと思います。新聞によりますと、付属のストローが4月以降無くなるんですよ。無くても、紙パックを開いて直接飲む構造に変えていくという話もありましたので、その辺も含めて、回収してほしいなと思います。特にお子さんにも知っていただきたいですね。理解していただくことが大事ですね。

須藤委員：新聞の回収について伺います。最近新聞をとっていない方も多くいらっしゃいますが、1か月分くらいをひと束にまとめて新聞販売店に出すと、トイレトペーパー1個に換えてもらえたりして、それを利用する人も多いと思います。また、出しておく持ち去りがあったりもします。町としては、どのくらい回収しているのか伺いたいと思います。

鈴木課長：新聞販売店で回収する取組をしている会社さんが多くなっております。本日の資料に、新聞販売店舗における古紙回収状況の調査というのがありますが、これは衛生組合で行っている調査です。令和2年度の管内の新聞販売店の古紙の回収量につきまして、各店頭に聞き取り調査を行いましたところ、540tという結果が出ております。中には、きちんと計測していない所もあるようですが、非常に多い数字だなと思います。こういった販売店を含む小売店の資源の回収ですね。このような取り組みは、衛生組合としては、ごみを出される方の

処理方法の選択肢が増えることにも繋がりますので、住民の皆さまに良いことなのではないかなと考えております。衛生組合の収入が減ってしまうのでは、というお声もいただきますが、それよりも、住民の方々の生活の利便性が向上するということを評価すべきではないかと思っております。

須藤委員：衛生組合としてはどのくらい回収しているのでしょうか。

鈴木課長：失礼しました。令和2年度の衛生組合全体の新聞の売却量は、おおよそ860t程度です。

雨宮会長：これは、衛生組合を利用しても、販売店を利用しても、どちらでも良いということでしょうか。もしそれであれば、住民の方が迷われないように、どちらでも良い旨を広報すると良いのかなと思いますね。あと、将来新炉が出来た場合には、組合で集めている古紙の扱いはどういう風になるのでしょうか。

小林主幹：その部分については、これから検討となります。基本的には現状の方法をベースにしたいと思います。具体的な内容については、久喜市とのこれからの協議となります。

吉田委員：私の住んでいる地区は、世帯数は60数件あります。新聞、アルミ缶、その他雑誌を月に一回、退職したお父さんたちが頑張って、十数年続けて回収をしております。年間で数万円の売り上げ金がありまして、地区の財政の一部を担ってもらっています。感謝しております。金額だけではなく、物を出して、それを集めて、分別したり、洗ったりする姿を見ますと、コミュニケーションの場となっているなと感じます。良い地区だなと思います。少し話がずれてしまったかもしれませんが、昔よりも回収した金額は毎年減ってはきておりますが、高齢者の皆さんが頑張ってくれています。

雨宮会長：ありがとうございます。それでは一旦休憩にします。

-休憩-

(3) 個別取り組み検討シート③ 委員意見一覧

- ・資料1について田邊主査から内容説明

※提案委員から内容説明

小矢島委員：まず1点目。家庭の生ごみですが、乾燥して肥料等にした場合は1kg100円くらいが相場だと思うんですが、例えば、野菜や果物と交換された堆肥は、農家の手によって畑にまかれることで循環になること、また、交換場所を新しい村とすることで、情報の発信にもなるのではないかと思います。要は、堆肥化されたものを新しい農家さんに使ってもらえるような循環型の方法があっても良いのではないかなと。2点目の拡大キャンペーンモニター募集は、生ごみの減量化・堆肥化を行うためには、キャンペーンを行ってみたいらどうかと思い提案をしました。3点目が野外設置型の生ごみ堆肥化容器の購入補助金制度ということです。金額はいくらが良いかは書いていませんが、普及していくためには整備する必要があるのではないかと思います。4番目は、現状の生ごみ処理機の利用者にアンケートを実施ということで、色々感じたことがあると思いますので、その辺のところを調査してみたらどうかと思います。あと町として大気汚染、CO₂削減計画の目標数値の設定ということで、例えば、ユニクロの柳井社長がおっしゃって

いました。12月下旬の日経新聞に出ていましたが、30年度CO₂30%削減目標は出来ません、とはっきりと言っています。では出来るためにはどうするかというと、生産数を減らすしかないんですね。売上は下がります。どちらを優先するかというと、CO₂削減はある程度のところまでは出来るけど、30%は難しいと。企業によっては試行錯誤で進んでいるのではないかなと思います。町や県ではキャンペーンなどを出していないので、一概に言えないのですが、キャンペーンをすれば、住民は意識をすと思います。6番目のエコの料理教室については、例えばカットもの、冷凍保存方法などの教室を開催することで、意識向上につながるのではないかなと思います。事業系の生ごみですが、町のキャンペーンとして、各事業者のメリットにつながる取り組みを展開したらどうかということです。町がやるのか、商工会の協力を得てやるのかは先々の問題だと思いますが。大体、20~30社あれば、ある程度成果が出るのかなと思います。あと、地元商店街のエコストアの実施ですが、最初から生ごみという切り口で募集しても難しいと思いますので、環境対策の一環として、自分のところでどういう形で参加できるのかについて、事業者に聞き取りをして、方向を探れたら良いのかなと思いますね。

田邊主査：家庭で作られる肥料を循環化するとか、現状の生ごみ処理機を使用した方の声を聞いたうえで展開していこうというものや、町民の方、事業者の方を巻き込んで事業を実施していこうというご意見でした。ありがとうございました。

式田委員：実際に生ごみを出している人がどういう意識を持ったら良いか、ということが大事ではないかと思います。そこで、ごみ出しをしている高齢者と書きましたが、実際、午前中に生ごみを出しているのは高齢者が多いので、このごみがどうなっているのかとか、あるいは、減らそうという意識を持ってもらうことが最初ではないかと思います。現状はこういう風で、このように減量できるということ、例えば、簡単なことだと、生ごみの水切りをして乾燥させれば重量としては減っていきますね。私の町内会では、高齢者の交流サロンというのをやっておりまして、月に2回行っております。集まってくるのは大体女性が8割くらい。1回に30名くらいの方が集まって、3時間から4時間くらい過ごします。そこで勉強会を行っています。ボランティアさんによる楽器演奏などもあります。あとは、自分たちで考えたクイズを出したりして楽しんでおります。役場の方には、高齢者支援担当の方から、健康保険とか、介護保険の講習を受けるなど、一生懸命勉強しています。講師の方からは、こんな静かに真面目に聞いてくれてありがたいと言われます。出前講座をやるのであれば、トップでやってほしいなと思います。そこから広がったら良いなと思います。

田邊主査：ありがとうございました。皆さんで勉強していただき、意識づけをしていくと、色々な学びが生まれると思います。今後、ごみ処理行政を町が引き継ぎましたら、出前講座の1つとして、皆さまに勉強の機会をご提供できたらと思いますので、その時はお申込みいただければ幸いです。

式田委員：では4についてですが、これは前にも委員会で出ましたが、食べ残しを無くすために、あらかじめ店内のテーブルの上や見やすい場所に、希望される方は量を指定できるように、少な目や半ライスなどを伝えやすいようにしたらどうかと思います。あとは食べ残しを持って帰

ることを勧めたらどうかと。今、恐らく持ち帰る方は少ないと思います。ですから、持ち帰りが出来るような環境づくり、お店の方に進めてもらって、そうすれば、お店のごみも減らせるわけです。お店の方から伝えると、遠慮なくできると思いますね。こういうことを自分から伝えるのは勇気が必要ですからね。

田邊主査：飲食店で食べ残しを無くす取り組みについては、これまでの委員会でも、県のエコぐるめの取組をご紹介いたしました。私どもが今後計画を策定していく中で、追加しなくてはならない視点として、食品ロスの問題がございます。前回計画を作った際には、それほど社会的な問題として出ていませんでしたので、あまり掲載をしていなかったのですが、これから改訂版を作るなかでは、食品ロスの問題は避けて通れないと思います。そのため、来年度は食品ロスに視点を向けた取組内容についても、皆さまと色々考えていきたいと思っております。式田委員のおっしゃったとおり、食べ残しを無くすには飲食店さんにもご協力いただく必要があるのかなと思います。今後、ご相談しながら、町として取り組めることがあるかもしれません。前向きに検討していこうと思います。この時点で、意見を追加したい方がいらっしゃればお願いします。

小矢島委員：先ほどのことと重複するのですが、食品ロスの問題がありましたが、発生した食品ロスを生産者の方に肥料として使っていただくという流れが、環境に適しているかなと思うので、出来るところからモデルケースを作っていただいて、進められたらと思っておりました。新しい村の生産者の方であれば、協力してくださる方が多いのではないかなと思いますので、行動に移してほしいなと思います。あと枝木の問題がありましたが、やはり細かく粉塵のようにすることで、解決できることがあると思います。若い人が少なくなってきて、周りに空き家が増えてきました。その草木があるので、対応する必要が出てくると思います。

小室委員：食品ロスが最近言われていますが、最大の要因は製造年月日記載から消費限度記載に変わっています。あれが大きいです。どういうことかということ、消費期限1年となっていたら、実際は1.5倍～2倍くらいの期間までは問題なく食べられるんですね。それはなぜかということ、中身メーカーさんから、容器メーカーの方にそれだけのことを要求されているわけです。ところが、消費期限がきたらすぐ捨ててしまうというのが、食品ロスの最大の問題なわけです。もし食品ロスを言うのであれば、法律を改正して製造年月日に戻せば、だいぶ減ると私は思います。醤油、味噌は、昔は保存食でした。今、保存食ってあるんですか。昔から使っている容器があります。例えば、缶詰は、海の中で50年以上潜っていたのを開けて食べても、全く問題なかったという例があります。ところが、今は実際は7年間です。7年しかもたない消費期限に対して、実際は50年たっても問題なく食べられる。ただし、缶詰というのは腐敗したらアウトですから、缶が膨れていたらだめですよ。膨れなければ、何年でももつわけです。そういう教育をすれば、食品ロスは減っていくと思います。色々な角度から考えることです。小売店が賞味期限ぎりぎりのものを安売りするという形で売られるようになってますよね。そうすれば、我々にとってお得な値段で買えるということで、我々は助かります。今のままでどうのこうのではなくて、消費期限から変えるだけでも、減らせるということです。

田邊主査：事業者さんとして取り組めること、私たちが取り組めることなど、それぞれが出来ることがあると思います。どちらか一方の人が対応すれば良いということではなく、すべての人が、出来るところから始めていけたらと思います。

雨宮会長：ページ下の、事前にいただいた意見追記というシートはどうでしょう。

田邊主査：これについては、生ごみ減量化・資源化の推進の関連で、新規のアイデアとしていただいたもので、小矢島委員、式田委員からいただきました。先ほど、小矢島委員から剪定枝についてお話がありましたが、この部分ということによろしいでしょうか。

小矢島委員：はい。

田邊委員：1番から7番が小矢島委員から。8番9番につきましては式田委員からいただきました。モデルケースとして、関心のある方に他の自治体の成功例・事例を見ていただき、実行に移せるようにする。実際、式田委員の自治会では剪定枝の関係は対応されているということで、集会所の一角に、家庭の樹木剪定で出た枝木を持ち込んでもらい、町や自治体で管理者を決めて堆肥化出来れば、家庭菜園をしている方の活用に繋がるということ。こちらも循環をさせていこうというお考え、ということによろしいでしょうか。

式田委員：剪定枝を処理する業者が近くにいないんですね。本当は、指定場所に月に何回か持って行って、それを回収処理していただければ良いかと思いますが、そのように交渉するのも大変だと思います。

田邊主査：実際は、今後、リサイクルルートの構築を検討するなかで、色々出てくる部分だと思いますので、ひとつのアイデアとして参考にさせていただきます。

雨宮会長：3番の生ごみ堆肥化の補助は、今でもされているのではなかったでしょうか。

田邊主査：衛生組合が、生ごみ処理機の購入の補助の制度をご用意しています。

雨宮会長：堆肥化容器ですよね。

田邊主査：堆肥化容器もそうですし、生ごみの水分を飛ばして減量化する電気式のもの等もございます。

雨宮会長：ご意見が出たということは、住民の方に周知されていないということですので、それをきちんと受け止めた方が良いと思います。せっかくの制度ですから。あと5番は、生ごみというよりCO₂削減計画ということで、町のあらゆる活動に関係があることですよ。これについては当然ながら、町全体を巻き込んだ活動が必要になってきます。国はもちろん、県でも。これは生ごみ問題を超えて対策をしていかなくてはと思います。ご意見を伺いながら、いずれもその通りと思いましたし、やらなくてはと思いましたね。事務局の方で、せっかくいただいた意見をどのように取り上げて、実行していくかを考えていかなくてはいけないなと思います。

小林主幹：非常に貴重なご意見だと思います。いずれも生活者目線での内容をたくさんいただきました。ご意見を、そのままとはいかなくとも、趣旨や目的、意義を我々の方で丁寧に捉えながら、計画を良いものに改訂していきたいと思います。計画は作っておしまいでなく、実行していくものです。計画の見直しの中で、どのように進行管理をしていくかについて触れるなど、表現できたら良いなと思います。

雨宮会長：商店街や事業者の方々の意見も採り入れる内容がありました。町の行政担当だけでは出来る

ことではないと思いますので、ワーキンググループのような組織化の検討もお願いしたいと
思います。それから、先程の食品ロスについても、項目を整理して計画に掲載していくよう
お願いします。それでは、その他について、説明をお願いします。

6 その他

(1) 今後のスケジュールについて

第10回 令和4年5月24日(火) 14:30 宮代町役場202会議室

第11回 令和4年6月23日(木) 14:30 宮代町役場202会議室

(2) その他連絡事項など

- ・課名変更のお知らせ「町民生活課」→「環境資源課」へ

7 閉会

山崎副課長：それでは以上を持ちまして会を閉会いたします。閉会にあたりまして、吉田副会長からご
挨拶をいただきたいとします。よろしくお願いします。

吉田副会長：お疲れ様でした。貴重なご発言が活発に行われたとします。以上を持ちまして第9回宮
代町廃棄物処理検討委員会を終了いたします。